



接続約款変更認可申請書

西設相制第 34号
平成24年 9月26日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかむしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																
<p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～106 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>107 トンネル方式</td> <td>IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</td> </tr> <tr> <td>108 ネイティブ方式</td> <td>IP 通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第 22 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3 (様式) 様式第 13 の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が、DSL 回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会 (以下「TTC」といいます。)) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、<u>ネイティブ方式</u>による接続 (インターネット接続サービスを提供する協定事業者が IP 通信網との接続を IPv6 アドレスにより行うものに限ります。以下「<u>ネイティブ接続</u>」といいます。)) を要望する場合には、<u>ネイティブ接続</u>を行っている協定事業者 (当社からネイティブ接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。)) の数が 3 に達しているときを、それぞれ含みます。))。</p> <p>(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき (第 77 条の 3 (債務の履行の担保) 第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 100 条 (承諾の限界) において同じとします。))。</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第 45 条 当社は、第 60 条 (接続の停止) の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第 60 条第 1 項の表中第 4 欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第 50 条の 4 (<u>ネイティブ接続</u>に係る責務) の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めたときに限るものとします。</p> <p>2～3 (略)</p>	用語	意味	1～106 (略)	(略)	107 トンネル方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式	108 ネイティブ方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式	<p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～106 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>107 PPPoE 方式</td> <td>IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</td> </tr> <tr> <td>108 IPoE 方式</td> <td>IP 通信網内における通信方式のうち PPPoE 方式以外の方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第 22 条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3 (様式) 様式第 13 の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (接続申込者が、DSL 回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会 (以下「TTC」といいます。)) においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、<u>IPoE 方式</u>による接続 (インターネット接続サービスを提供する協定事業者が IP 通信網との接続を IPv6 アドレスにより行うものに限ります。以下「<u>IPoE 接続</u>」といいます。)) を要望する場合には、<u>IPoE 接続</u>を行っている協定事業者 (当社から IPoE 接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。)) の数が 16 に達しているときを、それぞれ含みます。))。</p> <p>(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき (第 77 条の 3 (債務の履行の担保) 第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 100 条 (承諾の限界) において同じとします。))。</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第 45 条 当社は、第 60 条 (接続の停止) の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第 60 条第 1 項の表中第 4 欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第 50 条の 4 (<u>IPoE 接続</u>に係る責務) の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めたときに限るものとします。</p> <p>2～3 (略)</p>	用語	意味	1～106 (略)	(略)	107 PPPoE 方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式	108 IPoE 方式	IP 通信網内における通信方式のうち PPPoE 方式以外の方式
用語	意味																
1～106 (略)	(略)																
107 トンネル方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式																
108 ネイティブ方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式																
用語	意味																
1～106 (略)	(略)																
107 PPPoE 方式	IP 通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式																
108 IPoE 方式	IP 通信網内における通信方式のうち PPPoE 方式以外の方式																

(守秘義務)

第 47 条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(7) (略)

(8) ネイティブ接続に関し、当社から接続申込みの承諾を受けた接続申込者名等を開示する場合

(ネイティブ接続に係る責務)

第 50 条の 4 ネイティブ接続を行っている協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。）は、ネイティブ接続に関する協定等（IP 通信網とのネイティブ接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。）の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 第 50 条の 4 (<u>ネイティブ接続</u> に係る責務)の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。	その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間

料金表

第 1 表 接続料金

第 2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 別		備 考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) IP 通信網との接続に係るインタフェース機能	ア IP 通信網終端装置に協定事業者との接続（トンネル方式により行うものに限ります。）のためのインタフェースを付与する機能	(7) (イ) 以外の場合 (イ) IP 通信網との接続を IPv6 アドレスのみにより行う場合
	イ (略)	
(52)～(60) (略)	(略)	(略)
(61) IP 通信網との <u>ネイティブ接続</u> に係る機能	<u>ネイティブ接続</u> を行うための機能	—

(守秘義務)

第 47 条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(7) (略)

(8) IPoE 接続に関し、当社から接続申込みの承諾を受けた接続申込者名等を開示する場合

(IPoE 接続に係る責務)

第 50 条の 4 IPoE 接続を行っている協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。）は、IPoE 接続に関する協定等（IP 通信網とのIPoE 接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。）の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 第 50 条の 4 (<u>IPoE 接続</u> に係る責務)の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。	その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間

料金表

第 1 表 接続料金

第 2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 別		備 考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) IP 通信網との接続に係るインタフェース機能	ア IP 通信網終端装置に協定事業者との接続（PPPoE 方式により行うものに限ります。）のためのインタフェースを付与する機能	(7) (イ) 以外の場合 (イ) IP 通信網との接続を IPv6 アドレスのみにより行う場合
	イ (略)	
(52)～(60) (略)	(略)	(略)
(61) IP 通信網との <u>IPoE 接続</u> に係る機能	<u>IPoE 接続</u> を行うための機能	—

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(I P o E 接続に係る接続申込みの承諾についての特則)

2 当社は、I P o E 接続に係る接続申込みを受け付ける期間（平成 24 年度内に設定する期間とします。以下この附則において「受付期間」といいます。）を定め、当該受付期間に受け付けた I P o E 接続に係る接続申込み（以下この附則において「選定対象接続申込み」といいます。）について、次の各号に掲げる選定対象接続申込みの数に応じ、当該各号に定めたとおり取り扱うこととします。

(1) 選定対象接続申込みの数が、受付期間が終了した時点で I P o E 接続を行っている協定事業者の数を含め 16 以下のとき

受付期間経過後、第 22 条（接続申込みの承諾）第 1 項の規定に基づき承諾するものとします。

(2) 選定対象接続申込みの数が、受付期間が終了した時点で I P o E 接続を行っている協定事業者の数を含め 17 以上のとき

受付期間経過後、第 22 条第 1 項中「その接続申込みを受け付けた順番に従って」とあるのを、「附則（平成 24 年 月 日西設相制第 34 号）第 3 項第 1 号に規定するインターネット接続サービスの契約数等の合計数の多い順番に従い、当該合計数が同数の場合であって、当該合計数の多い順番に従って承諾することができない I P o E 接続に係る接続申込者（以下、この項及び次項において「I P o E 接続申込者」といいます。）があるときには、当該 I P o E 接続申込者については、同附則第 3 項第 3 号に規定する I P o E 接続申込者のインターネット接続サービスの契約数等の多い順番に従って」と読み替え、読み替え後の同項の規定に基づき承諾するものとします。

3 前項第 2 号に規定する場合は、I P o E 接続申込者は、当社からの通知に基づき、次の第 1 号及び第 2 号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。また、前項第 2 号において、当該合計数の多い順番に従って承諾することができない I P o E 接続申込者があるときは、当該 I P o E 接続申込者は、当社からの通知に基づき、次の第 3 号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。

(1) 他事業者（当該 I P o E 接続申込者の接続申込みが承諾されることを前提として、当該 I P o E 接続申込者に対し、I P o E 接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っている者に限りません。以下この項において同じとします。）のインターネット接続サービスの契約数等（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下この項において「報告規則」といいます。）第 2 条第 1 項に規定するインターネット接続サービス（携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービスであるものを除く。）の契約数等であって、当社が定める時点のものとします。以下、この項において同じとします。）及びその合計数を記した書面（当社が定める様式によるものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告している他事業者については、当該報告に係る書面等（報告規則様式第 7 によるものとします。）の写しを添付するものとします。）

(2) 他事業者が、当該 I P o E 接続申込者に対して、I P o E 接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っていることを示す書面

(3) I P o E 接続申込者のインターネット接続サービスの契約数等を記した書面（当社が定める様式によるものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告している I P o E 接続申込者については、当該報告に係る書面等（報告規則様式第 7 によるものとします。）の写しを添付するものとします。）

4 当社は、第 47 条（守秘義務）の規定にかかわらず、前項の規定に基づき当社に提出された書面に記された情報の内容について主務官庁に通知し、確認を求めることがあります。

5 当社は、受付期間経過後に受け付けた I P o E 接続に係る接続申込みについては、選定対象接続申込みを承諾した後に、第 22 条第 1 項の規定に基づき承諾するものとします。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
技術的条件集	技術的条件集
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)
技術的条件集別表	技術的条件集別表
1 ～ 25.4 (略)	1 ～ 25.4 (略)
2.6 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>トンネル</u> 方式)	2.6 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>PPPoE</u> 方式)
2.6.1 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>トンネル</u> 方式-IPv6機能部)	2.6.1 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>PPPoE</u> 方式-IPv6機能部)
2.6.2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>トンネル</u> 方式-10GBASE-LRインタフェース)	2.6.2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 <u>PPPoE</u> 方式-10GBASE-LRインタフェース)
2.6.3 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>トンネル</u> 方式)	2.6.3 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>PPPoE</u> 方式)
2.6.4 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>トンネル</u> 方式-10GBASE-LRインタフェース)	2.6.4 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>PPPoE</u> 方式-10GBASE-LRインタフェース)
2.6.5 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>ネイティブ</u> 方式)	2.6.5 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 <u>IPoE</u> 方式)
2.7.1 ～ 3.8 (略)	2.7.1 ～ 3.8 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(92) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(トンネル方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とトンネル方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(111) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(ネイティブ方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とネイティブ方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)

第2条 ~ 第3条 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(92) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(PPPoE方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とPPPoE方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(111) IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(IPoE方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とIPoE方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)

第2条 ~ 第3条 (略)

第2章 形態別技術的条件

第26節 形態14

第110条 (略)

(インタフェース仕様)

第111条 (略)

なお、IPv4 トンネル方式-IPv6 機能部については技術的条件集別表 26.1 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第112条 (略)

第2章 形態別技術的条件

第26節 形態14

第110条 (略)

(インタフェース仕様)

第111条 (略)

なお、IPv4PPPoE方式-IPv6 機能部については技術的条件集別表 26.1 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第112条 (略)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)
(1/6) ~ (4/6) (略)

(5/6)

接続番号 インタフェース種別	(略)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (トンネル方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (ネイティブ方式)
		形態 1 4	形態 1 4-2
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号	(略)	(略)	(略)
分類 2 (00XY~) 国際系番号			
分類 3 (0A~J) 端末系番号			
分類 4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号			
分類 5 (0A0-CDE~) 接続型 PHS 系番号			
分類 6 (0A0-CDE~) 活用型 PHS 系番号			
分類 7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号			
分類 8 (0091~) 非設置中継系番号			
分類 9 (050C~K) IP 電話番号			

(6/6) (略)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)
(1/6) ~ (4/6) (略)

(5/6)

接続番号 インタフェース種別	(略)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
		形態 1 4	形態 1 4-2
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号	(略)	(略)	(略)
分類 2 (00XY~) 国際系番号			
分類 3 (0A~J) 端末系番号			
分類 4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号			
分類 5 (0A0-CDE~) 接続型 PHS 系番号			
分類 6 (0A0-CDE~) 活用型 PHS 系番号			
分類 7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号			
分類 8 (0091~) 非設置中継系番号			
分類 9 (050C~K) IP 電話番号			

(6/6) (略)

2. サービス番号への接続条件

(略)

技術的条件集別表 26 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 トンネル方式)

(略)

2. サービス番号への接続条件

(略)

技術的条件集別表 26 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 PPPoE方式)

(略)

技術的条件集別表 26.1 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4
トンネル方式-IPv6 機能部)

(略)

技術的条件集別表 26.1 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv4PPPoE方式-IPv6 機能部)

(略)

技術的条件集別表 26.2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4
トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.2 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv4PPPoE方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.3 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6
トンネル方式)

(略)

技術的条件集別表 26.3 I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6PPPoE方式)

(略)

技術的条件集別表 26.4 I P 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6
トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.4 I P 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様
(IPv6PPPoE 方式-10GBASE-LR インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 26.5 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 ネ
イティブ方式)

(略)

技術的条件集別表 26.5 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 IPoE
方式)

(略)